小作爭議調査表

No. 61

(昭和十年五月分)

(月報番號第九一號)

項目	内容
場所	遠賀郡遠賀村大字浅木字宗守
關係人員	地主 近松熊太郎 小作人 石田源太郎外一名
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は地主[illegible]治男秋夫の耕作田地として前記田を買收したる如く事を斷じて小作人の非を通じたる地主を訪問し從前通り小作方要求多欲したる處一蹴せられたる爲日農木月村支部に事情を訴へ其の應援を得て五月一日地主に返還文書を提出したるに因る。
要求事項	土地返還要求、
經過	地主、小作人双方種々折衝したるも解決に至らず、小作人は離作料反當り五拾円を要求す、村長[illegible]小作人は調停者を依頼し折衝したるに讓歩、五月二十日調停者吉野種雄は双方を招し最後的折衝を爲したる結果遂に地主側讓歩することとなり左記條件にて解決せり。
發生	昭和十年五月一日
終熄	昭和十年五月二十日
關係地種類面積	田七反三畝
小作人關係團体	日農鞍手郡木月村支部

財團法人協調會福岡出張所

結果

一、地主高倉安次に對する分(田一反八畝十七歩)
地主は從來の小作料三石二斗を二石六斗七合に減額し向ふ五ケ年繼續小作せしめ、小作人は昭和十五年裏作終了を待ちて地主に對し無條件にて土地の返還をなすこと。但し地主に於て自作をなし若くは該畑地に家屋を建築する場合に限り前項の土地返還を爲すものとし無條件の場合、從來通り小作繼續せしむ

二、今井手竟巳の分(二反五畝十四歩)
地主は從來の小作料三石二斗を二石六斗七合に減額し昭和九年度滯納小作料六俵は之を免除す。向ふ五ケ年間繼續小作せしめ昭和十五年裏作收穫後は地主に對し無條件にて土地返還をなすこと。但し(前一項の但し書に同じ)

備考